

ただし、次のいずれかに該当するものに対しては、補助金を交付しません。

▼利用者により可燃ごみ収集箱の維持管理をしないステーション

▼可燃ごみ収集箱の設置用地をステーション利用者で確保することができないステーション

▼ステーション利用者全員の同意が得られないステーション

▼新規に利用する者に対し、可燃ごみ収集箱を利用できない旨の取決め等があるステーション

▼利用者全員のごみ袋が入る可燃ごみ収集箱を設置することができないステーション

補助金の額

1,400円タイプ：設置価格の2分の1以内(2万円を限度)

700円タイプ：設置価格の2分の1以内(1万5千円を限度)

※予定数量に達した時点で締め切りとします。

●家庭用生ごみ処理機

購入補助について

一般家庭から排出される生ごみの排出抑制と減量化を図るため、購入費用の一部を補助します。

補助対象者

鬼北町に居住し、一般家庭で生ごみ処理機を使用す

る人
※補助対象は一世帯に1台です。

補助金の額

購入価格の2分の1以内(2万円を限度)

※予定数量に達した時点で締め切りとします。

燃やせるごみの約3割が生ごみです。生ごみを堆肥化し家庭菜園やガーデニングに使用すれば、野菜や草花もよく育ち、また、家庭から出るごみを減らすことができます。

問い合わせ

役場 環境保全課
廃棄物対策係
内線2132

児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度について

【児童扶養手当】

父または母と生計をともにしていない児童が養育される家庭に対して、児童の健やかな成長と一日も早い家庭の生活の安定、自立の促進を目的として支給される手当

手当の額

対象児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者)が1人の場合の手当額は次のとおりです。

- ・全額支給 41,550円
 - ・一部支給 9,810円
- 41,540円

児童が2人の場合は、右記金額に5千円の加算、3人以上は3千円ずつ加算されます。

現在手当を受けている人の届出

現在、手当を受けている人は次のものを提出してください。

現況届：毎年8月1日から8月31日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなりま

す。

額改定届：対象児童に増減があつた場合に提出

受給資格喪失届：受給資格がなくなつた場合

氏名・住所・金融機関・印鑑変更届：氏名、住所、支払金融機関が変わつた場合

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体または精神に障害のある児童を監護している父母、または父母にかわつてその児童を養育している人に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

手当が支給されない場合

▼児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

▼児童が、社会福祉施設等(保育所、通園施設を除く)に入所しているとき

手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。(いずれ

ご寄付お礼

<p>◎愛児園へ 米川 幸秀さん(近永)</p> <p>◎広楽荘へ 石本 高博さん(小倉)</p> <p>◎勝山荘へ 田中 好子さん(宇和島市) 大野 泰さん(父野川中) 岩本 小由理さん(上鍵山) 宮本 鈴子さん(上大野) 谷口 萬寿雄さん(父野川下) 梶原 政江さん(小倉)</p>	<p>◎ひろみ奈良の里へ 広蓮 久保田 ユズルさん(生田) さくら保育所 井上 咲枝さん(興野々) 鬼北町精神保健ボランティアグループつっじ</p>	<p>◎鬼北町社会福祉協議会へ 中崎 善行さん(岩谷) 大西 信綱さん(兵庫県) 竹本 精作さん(近永) 上川向日葵 清家 知一さん(永野市) 梅木 時雄さん(父野川下) 宇都宮 サキ子さん(北川) 奥藤 光明さん(小西野々)</p>
---	--	---